

## 地域包括支援センターのサブセンター設置について（案）

地域包括支援センターのサブセンターを次のとおり設置し、併せて北部地域包括支援センターが担当する区域の一部を変更します。

## 1．設置する区域、設置年月日及びサブセンターの名称・所在地・委託先法人

区 域	設置年月日	サブセンターの名称・所在地、委託先法人
豊野地区	平成 25 年 4 月 1 日	<b>【名称】</b> 長野市地域包括支援センター豊野サブセンター <b>【所在地】</b> 長野市豊野町豊野 655 番地 5 <b>【委託先法人】</b> 社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

## 2．設置する理由

民間委託により地域包括支援センターの増設を進めるに当たり、現直営センターの担当区域の一部が新設センターの担当区域外となることから、当該区域で最も効果的効率的に包括的支援業務及び介護予防支援を継続して行えるようにするため、現にランチ業務を委託している在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサブセンターへ移行します。

豊野地区の高齢者人口（約 2,800 人）や業務量等を勘案すると、現行のランチ方式では十分な支援を継続することができず、包括センター機能が必要となります。そこで、ランチとして相談窓口を設置している「豊野在宅介護支援センター」を、当該センターの経営法人が設置している地域包括支援センターのサブセンターとして位置付け、一体的な運営により包括的支援業務等の全てを行えるようにします。本所は当面地域包括支援センター安茂里とし、当該法人が吉田地区に新センター設置後サブセンターを移管します。

## 3．サブセンターの職員の員数

国が定める包括センターの小規模町村に係る基準に準じ、豊野サブセンターに常勤専従専門職 2 人を配置することとします。

## 4．直営センターの担当区域の変更

豊野サブセンターの設置に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から北部地域包括支援センターの担当区域を「古里・柳原・長沼地区」に変更します。

## 【参考】設置形態・・・（厚生労働省資料から）

## サブセンター方式

在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を在宅介護支援センターに併設する包括センターの支所で勤務させる形態です。この形態では、本所と支所を合わせた包括センター全体としての人員配置基準を充足し、本所が統括機能を発揮しつつそれぞれの支所が包括的支援事業を適切に実施する必要があります。

## ランチ方式

住民の利便性を考慮し、包括センターにつなぐための窓口として、包括センターの他にランチを設置することができます。ただし、包括的支援事業を分割して委託できないため、ランチは住民の相談を受け付け、包括センターにつなぐことを目的とした活動のみとなります。